

## 柏市農業委員会委員募集要領

### 1 募集人数

16名

※農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募できますが、両委員を兼ねることはできません。

### 2 任期

令和3年7月15日から令和6年7月14日まで

### 3 身分

柏市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第2号)

### 4 職務内容

- (1) 農地の権利移動，転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 担い手への農地集積・集約化，耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等
- (3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

### 5 報酬

月額58,500円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し，農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し，その職務を適切に行うことができる方とします。ただし，次のいずれかの項目に該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 7 推薦及び応募に係る手続き等

この要領の指定様式に必要事項を記入のうえ，持参又は郵送により，柏市経済産業部農政課までご提出ください。

なお，推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

※但し，個人が推薦する場合は3人以上の推薦が必要です。

(2) 指定様式の入手方法

柏市農政課及び柏市農業委員会窓口を設置しています。また柏市ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/090300/p057017.html>

(3) 受付期間

令和3年2月15日（月）から同年3月15日（月）まで  
窓口を持参される場合は，上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

郵送による場合は，3月15日（月）必着です（消印有効ではありません）。

8 選任方法

柏市農業委員会委員評価委員会が推薦を受けた者及び応募した者（以下、「候補者」という。）の評価を行い，市長に意見を報告します。（必要に応じて面接等を行うことがあります。）

市長は，同委員会の評価を参考に，候補者の中から適当と認める者を市議会の同意を得たうえで任命します。

9 選考の考え方

選考は，以下の点について判断するとともに，農地利用最適化推進委員との連携を考慮して行うものとする。

- (1) 農業に関する識見，経験を有すること
- (2) 柏市内の農地の耕作状況，所有状況に精通していること
- (3) 耕作放棄地を所有していないなど農地法の趣旨に反していないこと
- (4) 地域や農業関係者等からの信頼があり，地域のまとめ役としての資質があり，農地利用の最適化を推進できること
- (5) 農地法に精通しており，農地に関する相談・指導を行うことができること
- (6) 農地利用最適化推進委員やその他関係者と連携・協力し，農

地利用の最適化を推進して行くことができること

- (7) 認定農業者を過半数とすること
- (8) 利害関係を有しない者を1人以上とすること
- (9) 女性や青年を積極的に登用すること
- (10) 地域バランスを考慮すること

## 1 0 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に柏市ホームページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名，職業，年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）の名称，目的，代表者又は管理人の氏名，構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 候補者の氏名，職業，年齢，性別，経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 候補者が農地利用最適化推進委員に推薦されている又は応募しているか否かの別
- (6) 候補者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中含む）等の数

## 1 1 問い合わせ・提出先

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 （別館4階）

柏市経済産業部農政課 電話 04-7167-1143

柏市農業委員会 電話 04-7167-1549